



社労士のつぶやき(82) 労働安全衛生法の改正～事務所の明るさ

労働安全衛生法では、事務所の照度を「粗い作業は70ルクス（夜の白熱灯程度）、一般事務作業は150ルクス（夜のアーケード程度）、精密作業は300ルクス（読書ができる程度）」と定めています。これは1958年に制定されたJIS（日本産業規格）の基準を参考にして、法制定の際に採用されたものです。これが12月1日から「一般事務作業は300ルクス、付随的な事務作業は150ルクス以上」に変わります。最も、JIS基準はこれまで数回改正されており、「精密作業は1000ルクス以上」になっています。つまり、よほど古い建物でない限り実際の照度は安衛法よりも高くなっており、厚労省のアンケートでも85%以上の事業所が「300ルクス以上」と回答しています。しかし、単に時代遅れとは言えない事情があります。

60代後半のAさんが「退職したい」と言ってきました。冬は夕方から暗くて自動車通勤ができず、老眼が進行してPCの画面も見えにくい、というのが理由です。話を聞いていた社長は、その場で「眼鏡を替えろ！」と3万円を手渡し、16時までの勤務に変更しました。設計部署のベテランのAさんに辞められると会社も困るのです。眼鏡を替えたAさんは「世界が変わった」と70を超えた今も仕事を続けています。

安衛法制定当時、事務作業は「若い女性、短い勤務年数、紙（昭和かよ!）」で想定されていました。しかし今はAさんのように「老若男女、長期かつ長時間、ディスプレイ」です。当たり前の話、人によって目の疲れ方も違うし、中高年ほど老眼率が高い。「〇ルクスでOK」と決めるのは逆に危険なのです。その上にPC問題があります。紙は発光しませんが、ディスプレイの光は目に負担をかけます。映画館のように真っ暗にすれば鮮やかに見えますが、目は疲れ、周囲が見えず仕事になりません。さらに照明器具の発達やガラス張りオフィスでほとんどが「300ルクス以上」なのですから、陽光や蛍光灯が映り込んでディスプレイが見づらく、目の負担が増すのです。そのため現場では「JISよりも安衛法基準にすべき」という声があるくらいです。

改正にあたり、照度や眼精疲労について様々な意見が出ましたが、結局「一般事務300、付随作業150ルクス」で落ち着きました。個人差の大きい目の負担について、これ以上の基準は決められなかったのです。私たちは基準を守りつつ目を休め、目薬を常備し、眼鏡を替え、小さな照明などで調整する等々の自衛策を取るしかなさそうですね。

社労士事務所アジュール 高 龍弘

燃料カードの価格表【2022年8月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	155.0円
ハイオク	165.0円
軽油	137.0円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	152.5円
ハイオク	162.5円
軽油	127.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	149.2～151.2円	146.4～148.4円	145.0～147.0円
ハイオク	159.2～161.2円	156.4～158.4円	155.0～157.0円
軽油	121.3～123.3円	124.9～126.9円	123.1～125.1円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	ENEOS ウイング	FLEX & TRUST カード (Shell)	TRUST & FLEX カード (出光)	エネクスフリート
レギュラー	143.9～145.9円	146.5～148.5円	147.1～149.1円	142.3～144.3円
ハイオク	153.9～155.9円	156.5～158.5円	157.1～159.1円	152.3～154.3円
軽油	118.8～120.8円	125.0～127.0円	120.3～122.3円	120.3～122.3円